

療育のしおり



○内容は簡単に説明してあります。

詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

○内容は原則令和7年4月1日現在で作成しています。

内容が変わることがありますのでご了承ください。

市原市役所 障がい者支援課

〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

0436-23-9815（直通）

050-3102-3412（FAX）

目 次 (もくじ)

手帳の障害程度別による主な施策早見表..... 3

療育手帳とは 4

療育手帳を受け取った方△..... 4

医療に関すること 6

高額療養費の貸付 6

重度心身障害者（児）医療費助成 6

後期高齢者医療適用の特例的扱い 6

自立支援医療（精神通院） 7

指定難病医療費助成制度 7

小児慢性特定疾病医療費助成制度 7

医療相談 7

日常生活用具など 8

日常生活用具の給付 8

重度障害者居室等増改築貸付 8

手当・年金・貸付 9

特別障害者手当（国の手当） 9

障害児福祉手当（国の手当） 9

特別児童扶養手当（国の手当） 9

市原市福祉手当（市の手当） 10

心身障害者扶養年金 10

障害基礎年金・障害厚生年金 11

生活福祉資金貸付制度 10

税金に関する制度 11

税金の控除及び減免 11

公共料金等の減免など 12

NHK放送受信料の減免 12

県水道料金の一部免除制度 13

各種携帯電話の割引 13

お車を利用されている方へ 14

有料道路通行料金の割引 14

障害者等用駐車区画利用証の交付 16

駐車禁止除外指定車標章の交付 17

福祉カー（ゆうあい市原号）の貸出 17

外出するときに 18

J R鉄道運賃の割引 18

バス運賃の割引 18

航空運賃の割引 19

タクシー1割引 19

福祉タクシー券 19

リフト付ワゴンタクシーの運行 20

住まいに関すること 21

市営住宅の入居 21

県営住宅の優先入居 21

在宅・施設サービス（障害者総合支援法に基づく 制度） 22

生活のサポート 24

重度心身障害者入浴援護 24

紙おむつ給付 24

ふれあい給食サービス 24

避難行動要支援者制度 25

市原市災害電話配信サービス 26

防災行政無線の電話音声案内サービス（テレ
ホンサービス） 26

いちはら救急医療情報キットの配布 27

児童の制度 28

児童施設通所 28

児童施設入所 28

いちはら障がい児通所支援事業者等ガイドブック 28

団体・交流..... 29

各種イベント..... 29

知的障害者相談員..... 30

市原市中心障害者福祉団体連絡協議会..... 31

就労に関すること..... 32

千葉障害者職業センター..... 32

障害者高等技術専門学校による職業訓練..... 32

ハローワークによる就労支援..... 32

障害者を対象とした就職面接会..... 33

障害者就業・生活支援センター..... 33

いちほら障がい者就労支援ガイドブック..... 33

その他..... 34

成年後見制度..... 34

難病見舞金..... 34

青い鳥はがきの無料配布..... 34

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例..... 35

いちほら生活相談サポートセンター..... 35

中核地域生活支援センター

「いちほら福祉ネット」..... 36

市原市基幹相談支援センター..... 36

市原市福祉総合相談センター..... 34

地域包括支援センター(地区福祉総合支援センター)..... 37

国際シンボルマーク..... 39

ヘルプマーク..... 39

市内の施設・公共相談機関..... 40

市施設利用料金減免..... 42

主な官公庁等の連絡先..... 45

教えてマップ..... 47

ミライロID..... 47

「療育のしおり」の見方

このしおりは障がい福祉の制度に限らず、手帳をお持ちの方が関係してくる様々な制度についてご紹介しています。

じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせい
重度心身障害者医療費助成

㊤
A

ここには、利用条件等ご注意いただきたいことが書いてあります。ここに書いてあること以外にも、細かな利用条件等ありますので、ご不明の場合は、遠慮なくお問い合わせください。

していなんびょういりょうひじょせいせいど
指定難病医療費助成制度

問合先 千葉県市原保健所

(市原健康福祉センター)

電話21-6391 FAX22-8068

ここに問合先が書いてあるものは、市障がい者支援課の制度ではありませんが、手帳をお持ちの方に関係する制度なので紹介しています。直接問い合わせることができます。

手帳の障害程度別による主な施策早見表

制 度 名		障害程度（等級）						担当窓口 利用方法	頁
		㊤		A の 1	A の 2	B の 1	B の 2		
		㊤ _{の 1}	㊤ _{の 2}						
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△	△	△			障がい者支援課	6
手当・年金	特別障害者手当・障害児福祉手当	△	△						9
	特別児童扶養手当	△	△	△	△	△	△		9
	市原市福祉手当	△	△	△	△	△			10
	心身障害者扶養年金	△	△	△	△	△	△		10
	障害基礎年金・障害厚生年金	△	△	△	△	△	△		各加入年金事業所
税金	所得税・住民税の控除及び減免	●	●	●	●	●	●	税務署・市民税課	11
	自動車税・自動車取得税の減免	△	△	△				県 税 事 務 所	11
各種料金割引	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△			障がい者支援課	14
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	障がい者支援課	12
	各種携帯電話の割引	●	●	●	●	●	●	各携帯電話会社	13
	JR鉄道運賃の割引	△	△	△	△	△	△	手 帳 提 示	18
	バス運賃の割引	●	●	●	●	●	●	手 帳 提 示	18
	航空運賃の割引	△	△	△	△	△	△	手 帳 提 示	19
	福祉タクシー券	●	●	●	●			障がい者支援課	19
障害者等用駐車区画利用証	●	●	●	●			16		
避難行動要支援者制度	△	△	△	△			25		

● …該当します。 △…年齢（所得制限）等の条件があります。



療育手帳とは

◆療育手帳制度の目的

療育手帳とは、知的障がい者が一貫した支援等を受けるための手帳です。知的障がい者かどうかは、概ね 18 歳までの生育期に知的な発達の遅れがあったかどうか要件となります。

療育手帳の障がい程度は、国の通知では重度とその他の 2 段階のみの区分ですが、都道府県により細かく区分しており、千葉県は 6 段階となっています。

◆療育手帳交付申請手続き

市役所障がい者支援課で手続きができます。申請時には、本人の生育歴に詳しい方がいらしてください。その際、顔写真 1 枚（縦 4 センチ×横 3 センチ）が必要です。その後、障害者相談センター又は児童相談所での判定を受けてから、手帳が交付されます。

療育手帳を受け取った方へ

◆再判定申請手続き

療育手帳を所持している方は、一定の期間毎に再判定を受ける必要があります。療育手帳に記載された「次の判定年月」を目安に再判定申請してください。その際には、顔写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm）、療育手帳をご用意ください。

◆本人・保護者の住所・氏名等を変更したときには

療育手帳の記載事項を変更する必要があります。市役所障がい者支援課で手続きしてください。（住民票の届け出等とは別に手続きが必要となります）

注意：手続きをしないと各種通知文がご自宅に届かなくなりますのでご注意ください。

◆手帳をなくした、破損してしまった場合には

療育手帳の再交付申請を行うことができます。市役所障がい者支援課に、顔写真1枚(縦4センチ×横3センチ)をお持ちください。お電話いただければ、申請に必要な書類を郵送いたします。

◆県外等転出・死亡により手帳が不要となったとき

手帳をお返しいただきますので、障がい者支援課の窓口までお越しください。お電話いただければ、必要な書類を郵送いたしますので、記載の上、療育手帳と一緒に郵送してください。

◆市外（県内）へ転出したとき

転出先市区町村の福祉事務所、又は障がい福祉担当課へ手帳と印鑑を持参し居住地変更の届出をしてください(住民票の届け出とは別に手続きが必要です)。県外や千葉市に転出した場合は、転出先で新たに手帳を申請してください。

◆市のウェブサイト・広報いちはらをご覧ください

療育手帳をお持ちの方が利用できる制度に変更があったときは、市ウェブサイトや広報いちはらなどでお知らせしています。

または、各検索エンジンで、市原市 障がい者の福祉と検索ください。

内容についてのお問合せは障がい者支援課までお願いします。

また、広報いちはらは毎月1日に発行しています。広報いちはらの利用については、シティプロモーション推進課にご相談ください。

シティプロモーション推進課 0436-23-9821

い りょう かん 医 療 に 関 す る こ と

こうがくりょうようひ かしつけ 高額療養費の貸付	問合先
	下記を参照してください。

医療費が高額になり、支払いが困難になった方に対する資金の貸付制度があります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険	市原市社会福祉協議会 0436-24-0011
国民健康保険以外	ご加入中の健康保険組合等にお問い合わせください。

じゅうどしんしんしょうがいしゃ じ いりょうひじょせい 重度心身障害者（児）医療費助成	㊤ A
--	--------

療育手帳 A の2以上の所持者（児）対し、下記の条件に該当する場合に医療費の助成を行います。

対 象 者	65歳未満で療育手帳 A の2以上を取得した方 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までは、子ども医療費制度で対応。			
助 成 対 象	医療保険適用の医療費の自己負担額（医療保険から高額療養費や付加給付金等が支給される場合はそれを差し引いた額）			
所 得 制 限	受給者（手帳所持者）と同じ医療保険に加入している方全員の市民税所得割額の合計が23万5千円未満の方（特例・例外あり）			
自 己 負 担 金	市民税所得割	通院	入院	調剤
	課税	1回300円	1日300円	0円
	非課税	0円	0円	0円
	※ 入院時食事療養費・医療保険適用外の診療等は助成対象外 ※ 後発医薬品がある先発医薬品を選定した際の特別の料金（選定療養費）は対象外			
助 成 方 法	医療機関等で受給券を提示し自己負担金のみを支払う現物給付と、一度自己負担をした後、領収書により申請する償還払いがあります。			

こうきこうれいしゃいりょうてきょう とくれいてきあつかい 後期高齢者医療適用の特例的扱い	問合先 国民健康保険課高齢者医療係
	電話23-9886 FAX24-8620

通常、75歳以上が加入する「後期高齢者医療制度」を療育手帳Aの2以上の所持者は65歳から利用することができます。

じりつしえんいりょう せいしんつういん 自立支援医療（精神通院）	事前に 相談
---	-------------------

精神的な病気の医療費の自己負担を軽くする制度です。申請手続きを行うことで、受給者証が交付され、精神科の医療費の自己負担が 1 割となります。申請には、医師の診断書等が必要となります。また、1 年ごとに再認定が必要です。

していなんびょういりょうひじょせいせいど 指定難病医療費助成制度	問合先 千葉県市原保健所 （市原健康福祉センター）
	電話 21-6391 FAX 22-8068

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、国（厚生労働省）が指定している 348 疾病の治療費を一部公費負担してもらえる制度です。

なお、スモン、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）については、「特定疾患治療研究事業」という制度で公費負担されます。

※ 審査の結果、診断書（臨床調査個人票）の記載内容等により助成対象とならないことがあります。

しょうにまんせいとくていしっぺいいりょうひじょせい 小児慢性特定疾病医療費助成 せいど 制度	問合先 千葉県市原保健所（市原健康福祉センター）
	電話 21-6391 FAX 22-8068

児童の慢性疾患のうち、特定の疾患について、その治療にかかった医療費の一部を公費負担してもらえる制度です。

【対象者】 次の 1、2 を満たす児童等

1. 18 歳未満の児童（18 歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ 18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は、20 歳到達までの者を含む。）
2. 対象疾病に罹患し、保険診療による治療を受けている者で、当該疾病の状態が国の定める認定基準に該当する者。

※ 審査の結果、医療意見書の記載内容等により助成対象とならないことがあります。

いりょうそうだん 医療相談	問合先 県庁健康福祉部医療整備課内 医療安全相談センター
	電話 043-223-3636

医療に関する相談をする窓口となっています。受付：月曜日から金曜日（祝日、閉庁日を除く） 午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 4 時 30 分まで

にちじょうせいかつようぐ

日常生活用具など

にちじょうせいかつようぐ きゅうふ

日常生活用具の給付

㊤

A

事前に

相談

重度または最重度の知的障がい者（児）が日常生活の便宜を図るための用具を給付します。

利用条件	療育手帳所持者 ㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2
用具の種類	特殊マット・特殊便器・火災警報器・自動消火器・頭部保護帽・電磁調理器 ※用具それぞれに基準額（上限額）と耐用年数が設定されています。
その他	※ 世帯の中に市民税の所得割額が46万円以上の方がいる場合には対象外になります。 ※ 原則として費用の1割が自己負担となります。 ※ 非課税世帯は基準額の範囲内であれば、自己負担はありません。

じゅうどしょうがいしゃきょしつとうそうかいちくかしつけ
重度障害者居室等増改築貸付

問合先 市原市社会福祉協議会

電話 24-0011 FAX22-3031

重度心身障がい者と生計を同一にし、かつ扶養している方に対し、障がい者の専用居室を増改築するのに必要な資金を低利で融資します。

対象者	療育手帳㊤1・㊤2・A1・A2
-----	-----------------

て あて ねん きん かし つけ 手 当 ・ 年 金 ・ 貸 付

とくべつしょうがいしゃてあて くに てあて 特別障害者手当（国の手当）	20歳 以上	㊤の1
--	-----------	-----

下記に該当する方は特別障害者手当の受給の可能性があります（申請が必要です）。
手当の振込月は年4回（2月・5月・8月・11月の各10日頃）となります。

対象者	療育手帳㊤の1又はそれと同程度以上で日常生活に常時特別の介護を要する20才以上の方
所得	所得制限があります。
その他	施設入所者、継続3ヶ月超入院中の方は対象になりません。

しょうがいじふくしてあて くに てあて 障害児福祉手当（国の手当）	20歳 未満	㊤
--------------------------------------	-----------	---

下記に該当する方は障害児福祉手当の受給の可能性があります（申請が必要です）。
手当の振込月は年4回（2月・5月・8月・11月の各10日頃）となります。

対象者	療育手帳㊤・㊤の1・㊤の2又はそれと同程度以上で日常生活に常時の介護を要する20才未満の方
所得	所得制限があります。
その他	施設入所者は、対象になりません。

とくべつじどうふようてあて くに てあて 特別児童扶養手当（国の手当）	20歳 未満	㊤・A Bの1
--	-----------	------------

20才未満の障がい児で下記に該当する児童を扶養する保護者に受給の可能性があります（申請が必要です）。振込月は年3回（4月・8月・11月の各11日頃）です。

対象者	療育手帳㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2・Bの1相当の障がいを有し、施設に入所していない児童を監護している父若しくは母、又は児童児童を養育している方（養育者）
-----	--

※所得制限があります。その他状況等により支給されないことがあります。

いちはらしふくしてあて し てあて 市原市福祉手当（市の手当）	年 齢 条 件あり	等 級 条 件あり
---	--------------	--------------

手帳所持者で下記に該当する方は、手当が受給できます（申請が必要です）。障がい程度・年齢により額が異なります。手当の振込月は年2回（3月末と9月末）です。

対象者	㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2 かつ身体障害者手帳1級・2級所持	20歳未満	月額 11,000 円
	㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2	年齢制限なし	月額 8,000 円
	Bの1	20歳未満	月額 5,000 円

※ 施設入所者(児)および特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当受給者は対象になりません。所得制限があります。

障がい者支援課で申請を受け付けた月の分から支給されます。

※65 歳以上で新たに対象等級となった方は対象外です。

しんしんしょうがいしゃふようねんきん 心身障害者扶養年金	保護者 65 歳未満
--	---------------

心身障がい者（児）を扶養している保護者を加入者として、毎月掛金を払い込み、加入者に万一のことがあった場合に、後に残された心身障がい者(児)に終身一定の年金を給付するものです。2口まで加入できます。

加入条件	療育手帳の所持者その他同程度と認められる障がい者・障害基礎年金受給者を扶養している65歳未満（毎年4月1日時点）の健康な方
掛金月額	加入時の加入者の年齢により、9,300円～23,300円(1口あたり)。掛金の払い込みは20年以上かつ加入者の年齢が65歳までで、その後は免除になります。
年金月額	2万円(2口加入の場合、4万円)
弔慰金の支給	1年以上加入した後、心身障がい者(児)が保護者より先に死亡した場合、加入期間に ^{ちょうい} 応じて弔慰金が支給されます。

しょうがいきそねんきん しょうがいこうせいねんきん 障害基礎年金・障害厚生年金	問合先 下記を参照してください
---	--------------------

障がいの程度等により障害基礎年金・障害厚生年金の対象になる場合があります。

厚生年金加入中のとき	木更津年金事務所	0438-23-7616
共済組合加入中のとき	各共済組合	
上記以外のとき	市役所市民課国民年金室	0436-23-9805

せい かつ ふ く し し き ん か し つ け せい ど 生活福祉資金貸付制度	問合先 市原市社会福祉協議会
	電話 24-0011 FAX 22-3031

障害者手帳をお持ちの方々を対象に、必要な資金を低利で貸し付ける制度です。なお、要件等がありますので、資金種類、制度内容については、上記問合先に直接お問い合わせください。

ぜい きん かん せい ど 税金に関する制度

ぜい きん こう じ ょ お よ げ ん め ん 税金の控除及び減免	問合先
	下表をご参照ください。

療育手帳を所持する方、またはその方を扶養する方は下記の税金について障害者控除等の対象になります。

区分	対象者	備考
所得税 市県民税	療育手帳所持者または扶養義務者	・所得税及び相続税 千葉南税務署 電話 043-261-5571
相続税	相続により財産を取得した障がい者	・市県民税 市民税課 電話 23-9811
自動車税（種別割及び環境性能割）	療育手帳を所持する方のために利用する自動車。障がい程度等によって制限があります。	・自動車税（種別割、環境性能割） ・軽自動車税（環境性能割） 市原県税事務所 電話 22-2171
		・軽自動車税（種別割） 市民税課 電話 23-9811 （手続先は第2庁舎1階市税総合窓口）
預貯金の利子	預貯金の利子非課税制度	各金融機関

公 共 料 金 等 の 減 免 な ど

エヌエチケイほうそうじゅしんりょう げんめん NHK放送受信料の減免	問合先 NHK千葉放送局 ナビダイヤル 043-203-0700
--	-------------------------------------

下記の条件に該当する場合、放送受信料の減免が受けられます。

全額免除	療育手帳所持者が属する世帯の、 <u>世帯構成員全員</u> が市町村民税非課税の場合。 (障害程度は問いません)
------	--

半額免除	④の1・④の2・Aの1・Aの2 療育手帳所持者ご自身が <u>世帯主</u> で、 <u>放送受信契約者</u> の場合。
------	--

【手続き方法】

療育手帳とご印鑑をお持ちの上、障がい者支援課までお越しください。専用の申請書がありますので、ご記入・ご提出をお願いいたします。各支所でも申請書の配布及び記入済み申請書の受け取りを行っています。

※申請書がNHKに届いた月からが減免の対象となります。

【その他】

- 1 毎年NHKから現況調査があり、免除基準に該当しなくなった場合は、免除の対象とならなくなり、受信料が発生いたしますのでご了承下さい。
- 2 お客様の状況が変わり、免除基準に該当しなくなった場合（死亡、課税状況や等級変更など）や、住所や契約者名義が変更した場合はNHKに直接ご連絡ください。

【お問い合わせ先】

○NHK視聴者コールセンター 電話受付は9時～20時まで

ナビダイヤル 0570-077-077

○NHK千葉放送局 〒260-8610 千葉市中央区千葉港5-1

電話 043-203-0700 FAX 043-203-0763

けんすいどうりょうきん いちぶめんじょせいど 県水道料金の一部免除制度	問合先 県水お客様センター
	電話 0570-001-245
	FAX 043-272-3333

申請により県水道料金の一部が免除されます。

【免除対象者等】

1 または2に該当する世帯

1 以下の①・②いずれも該当する世帯。

① 療育手帳（療育手帳㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2障害に限る）の交付を受けた方がいる世帯

② 世帯又は同居の方の中に、当年において市町村民税（所得割）を賦課された方がいない世帯

※均等割のみ賦課の場合は対象です。また、当年の市町村民税が確定するまでの期間は、前年の課税状況で同様に取り扱います。

2 特別児童扶養手当を受けている方（特別児童扶養手当受給証明書を交付された方）がいる世帯

【免除の手続】

1 県水お客様センターにご連絡し、手続書類をお取り寄せください。

2 届いた手続書類に必要事項を記入し、療育手帳の写しを添えて、県水お客様センターに郵送してください。

3 免除の決定は、県水お客様センターが行います。

かくしゅけいたいでんわ わりびき 各種携帯電話の割引	問合先
	各携帯電話会社にお問合わせください。

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の携帯電話は基本使用料等の割引が受けられます。手帳の内容による制限はありませんが、障がい者1人につき1台までの利用となります。詳しくは各会社にお問い合わせください。

くるま りょう かた
お車 を利用されている方へ

ゆうりょう どう ろつうこうりょうきん わりびき
有 料 道 路 通 行 料 金 の 割 引

1 種

有料道路の障害者割引を受けたい場合は、車両の登録有無にかかわらず、事前に申請手続きが必要となります。

対象者等	車両を事前登録する場合	障害区分	運転手	対象車両の所有者
		第1種の療育手帳所持者（児）	障害者本人が運転する場合、介護者が運転する場合（本人が同乗）いずれも割引	本人又は配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族 (注)どちらも所有していない場合は継続して日常的に介護している方
	車両を事前登録しない場合	障害区分	運転手	対象車両
		第1種の療育手帳所持者（児）	障害者本人が運転する場合、介護者が運転する場合（本人が同乗）いずれも割引	親族や知人等の所有車両、レンタカー、車検時の代車、タクシー、福祉有償運送車両等
登録後の利用方法	車両を事前登録する場合	ETC 利用の場合は ETC レーンを無線通行時に割引を適用		
		ETC 利用しない場合は料金支払時に療育手帳を提示		
	車両を事前登録しない場合	割引登録申請のうえで、料金支払時に療育手帳を提示（ETC 無線通行はできません。）		
有効期限	原則として申請した日から2回目の誕生日が有効期限です。 有効期限の2ヶ月前から更新の手続きができます。			

必要書類	車両を事前登録する場合	ETCを利用しない場合	1 療育手帳(現物) 2 自動車検査証(写し可) ※電子車検証の場合は、電子車検証(原本)と自動車検査証記録事項(紙に印刷されたもの)
		ETCを利用する場合	上記3点に加え、下記をご持参ください。 1 ETCカード(障害者本人名義のもの) ※対象者が18歳未満の場合は、親権者または未成年後見人名義のETCカードでも可。 2 ETC車載器セットアップ申込書・証明書 ※更新・変更手続きの際、ETCカードやETC車載器管理番号が前回の申請から変更がない場合は不要。
申請方法	1 障がい者支援課の窓口にて申請 必要なものをご準備の上、窓口までお越しください 2 オンライン申請 車両を事前登録し、ETC利用申請される方でマイナンバーカードをお持ちの方はオンラインでも申請可能です。下記サイトをご確認ください。 https://www.expressway-discount.jp/ 		
備考	1 制度に関する問い合わせ先 首都高速道路 お客様センター 電話 03-6667-5855 2 ETC 割引に関する問い合わせ先 有料道路 ETC 割引登録係 電話 045-477-1233(平日 9時～17時)		

しょうがいしゃとうようちゅうしゃく かくりようしょう こうふ
障害者等用駐車区画利用証の交付

障がいや怪我などにより歩行が困難と認められる方が、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画へ駐車しやすくなるよう、「障害者等用駐車区画利用証」を交付します。

利用証の交付を希望される場合は、「ちば障害者等用駐車区画利用証交付申請書」に記入し、市へ申請してください。

＜交付対象者＞

区 分				交付基準	必要書類	有効期間
身体障害者	視覚障害			4級以上	身体障害者手帳	無期限 （対象者としての基準に該当しなくなるまで）
	聴覚障害			3級以上		
	平衡機能障害			5級以上		
	肢体不自由	上肢		2級以上		
		下肢		6級以上		
		体幹		5級以上		
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上		
			移動機能	6級以上		
内部障害（心臓機能障害等）			4級以上			
知的障害者		Aの2以上		療育手帳		
精神障害者		1級のみ		精神障害者保健福祉手帳		
けが人等		歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方		医師の診断書等及び身分証明書	必要と認める期間（原則1年以内）	

※上記以外の方でも対象になる場合があります。詳細は下記までお問い合わせください。

対象者	問い合わせ先	電話番号
難病患者	保健福祉課	23-9768
高齢者等	高齢者支援課	23-9814
妊産婦	子ども福祉課	23-9802
	子育てネウボラセンター（主に母子健康手帳交付時）	23-1215

郵送による申請・交付を希望される場合	電話番号
千葉県健康福祉部 健康福祉指導課	043-223-3924

※「利用証」をお持ちの方が、対象となる駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。他の対象者の方が駐車されているなど、利用できない場合があります。

ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃひょうしょう こうふ 駐車禁止除外指定車標章の交付	問合先
	下記を参照してください

重度の療育手帳所持者のために家族が運転する自動車について、どうしても止むを得ない場合には駐車禁止区域でも駐車できる標章が交付されます。障がい程度等に条件があります。

市原警察署	電話・FAX 41-0110
南総幹部交番	電話 92-0049

ふくし いちはらこう かしたし 福祉カー（ゆうあい市原号）の貸出	問合先 市原市社会福祉協議会
	電話24-0011 FAX22-3031

寝台や電動リフト付ワゴン車両をお貸しします。7日前までに申請してください。

対象者	市内に住所を有する心身障がい者(児)及びその家族、高齢者及びその家族、社会福祉団体及び社会福祉施設、社会福祉ボランティア
費用	無料(但し、使用したガソリンを補給したうえ、返却してください)
貸出期間	4日以内

しはん くるま **市販の車マークのステッカー**

「スーパーの駐車場などで障がい者用のところに停めるために車いすマークのステッカーを購入したいがどうしたらよいか？」という質問をよく受けます。車いすマークのステッカーは福祉の制度の品目にはありません。また使用の基準なども特にありません。福祉用具店などで購入し、ご利用ください。

また、道路交通法上の規制を免れるものではありませんので、ご注意ください。

車いすがデザインされたマークで、障がい者が利用できる建築物・施設であることを示す国際シンボルマーク（29ページ）と呼ばれるものもあります。

自動車税の減免→11ページ リフト付ワゴンタクシーの運行→19ページ



がい しゅつ
外出するときに

ジェイアールてつどううんちん わりびき
JR 鉄道運賃の割引

利用対象者		割引の種類	割引率	対象区間
介護者と乗車するとき	第1種の方	普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券・普通急行券	5割（2人とも）	全線(距離制限なし)
一人で乗車するとき	第1・2種の方	普通乗車券	5割	100キロを超えて乗車する場合のみ
12歳未満の第2種児童の介護者		定期乗車券(通学定期のみ)	5割	全線(距離制限なし)

※手帳を提示してキップを購入(最低運賃以下にはなりません)。

※各民営鉄道についても、JRに準じた制度を実施しています。

うんちん わりびき
バス運賃の割引

利用対象者	割引の種類	割引率	備考
本人	普通乗車	5割	運賃支払いの際、手帳を運転手に提示
	定期乗車券	3割	定期乗車券購入の際、手帳を提示
介護者	普通乗車	5割	運転者が介護者の必要性を認めた場合
	定期乗車券	3割	各バス会社におたずねください

※くわしくは各バス会社、もしくは運転手におたずねください。



こうくううんちん わりびき
航空運賃の割引

航空券を購入する際に療育手帳を提示することで、国内定期路線の正規運賃（普通大人片道運賃）から割引を受けることができます。12歳以上の本人及び介護者が対象となりますが、詳細については各航空会社にお問い合わせください。

わりびき タクシー1割引	問合先 千葉県タクシー協会事務局
	電話043-307-7002 FAX043-307-7003

千葉県タクシー協会に加入しているタクシーを利用する場合、運転手に療育手帳(等級・程度を問わず)を提示し、割引申請書(運転手所持)を記入すると1割引となります。

ふくし けん 福祉タクシー券	㊤ A
--------------------------------------	---------------------------

障がい者支援課で発行している福祉タクシー券を運転手に提出すると、乗車料金助成されます。助成金額に上限があります。

対象者	市内に居住しており、療育手帳㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2の所持者又は重度知的障がい者(児)である旨の判定を受けた方
利用枚数	年間100枚
助成金限度額	利用1回につき助成金額900円を上限とし、乗車料金900円未満の場合は、その全額が助成されます。
対象タクシー	千葉県タクシー協会市原支部・千葉支部に加入しているタクシー会社、その他市と契約しているタクシー事業者（個人タクシー、介護タクシーを含みます） ※障がい者支援課で福祉タクシー券を利用可能な事業者一覧表を配布しています。
その他	千葉県タクシー協会のタクシー1割引制度との併用ができます。手帳の提示により1割引になり、残りの金額に対し、福祉タクシー券の制度が適用されます。

^{つき} リフト付ワゴンタクシーの	^{うんこう} 運行	問合せ先 各タクシー会社

寝たきりや車いすの方で、通常のタクシーを利用できない方のために、寝台や電動リフト付ワゴン車両の運行を行っています。リフト付きワゴンタクシーを所有しているタクシー会社については、障がい者支援課で一覧表を配布していますので、お申し付けください。

※利用方法

直接タクシー会社に予約してください。市原市福祉タクシー事業協力業者については、福祉タクシー券が利用できます。その場合の助成金額は利用 1 回につき助成金額 900 円を上限とし、乗車料金 900 円未満の場合は、その全額が助成されます。

有料道路通行料金の割引→ 14 ページ	福祉カー（ゆうあい号）の貸出→ 17 ページ
---------------------	------------------------

す かん 住まいに関すること

し え い じ ゅ う た く に ゆ う き ょ 市営住宅の入居	問合先 市原市 住宅政策課 電話 23-9841
--	-----------------------------

療育手帳をお持ちの方で、障がいの程度がA1、A2及びB1の方が入居予定世帯員にいる世帯については、優遇世帯として、定期募集の際、一般世帯よりも当選の確率が高くなるよう配慮しています。

定期募集の受付は年4回、4月・7月・10月・1月の1日～15日に行われる予定です。（空室のない住宅についての募集は行われません。）

また、一部の住宅では、年間を通じて常時募集を行っています。

け ん え い じ ゅ う た く に ゆ う き ょ 県営住宅の入居	問合先 千葉県住宅供給公社県営住宅管理部 電話 043-222-9200
--	---

重度・中度の療育手帳の交付を受けている方で㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2・Bの1・Bの2の方が入居予定世帯員にいる世帯については、特枠世帯として、一般世帯よりも当選の確率が高くなるよう配慮しています。

また、一部の住宅では、年間を通じて常時募集を行っています。

転居の手続き→ 4ページ 重度障害者居室等増改築貸付→ 8ページ

ざいたく しせつ
在宅・施設サービス（しょうがいしゃそうごうしえんほう もと せいど
（障害者総合支援法に基づく制度）

◆^{ないよう}**どんな内容？**

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス・地域生活支援事業
 があります。利用を希望される方は障がい者支援課までご相談ください。
 介護保険の対象者は介護保険制度が優先されます。

◆^{ほうもんけい}**訪問系サービス** 在宅で利用する訪問や通所のサービスです。

給付の種類	名称	内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助などをします。
	行動援護	行動が困難で常に介護が必要な人に、介助や外出時の移動の補助などをします。
	短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、短期間、施設で入浴、排せつ、食事等の介助をします。
	重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	同行援護	視覚障害者の移動時及びそれに伴う外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報の支援や、排泄・食事等の介護支援を行います。

◆^{にっちゅうかつどうけい}**日中活動系サービス**

入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	名称	内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護などを提供します。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上の訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、生産活動の機会の提供、能力の向上の訓練などを行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労定着支援	企業に就職した人を対象に、利用者相談、企業訪問、関係機関等との連絡調整を一体的に実施します。

◆^{きょじゅうけい}居住系サービス

入所施設等で住まいの場としてサービスを行います。

給付の種類	名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事などの介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	自立生活援助	一人暮らしの人に、定期的な居宅訪問、情報提供や助言を行います。

◆^{ちいきせいかつしえんじぎょう}地域生活支援事業

市区町村や都道府県が実施する事業です。

名称	内容
移動支援	屋外での移動に困難がある障がい者(児)について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出移動を支援します。
日中一時支援	施設などで行う一時的な預かりで、宿泊を伴わないものです。
地域活動支援センター	地域において、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。
生活サポート	日常生活に関する指導・支援（生活、身上その他について必要な相談、助言など）や、家事に関する指導・支援（調理、衣類の洗濯及び補修、住宅の掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物など）を行います。

せい かつ 生活のサポート

じゅうどしんしんしょうがいしゃにゆうよくえんご 重度心身障害者入浴援護

事前に相談

入浴設備を整えた車を自宅へ派遣し自宅で入浴、または特別養護老人ホーム等の施設へ移送し、施設で入浴していただくサービスです。

【対象者】

- ① 身体障害者手帳1級・2級所持者、または療育手帳A以上所持者
 - ② 介護者の方が入浴の介助を行うことが困難な状態にある方で、主治医が入浴を可能と認めた方
 - ③ 介護保険法による要介護認定及び要支援認定を受けていない方
- ※ 申請時は所定の用紙に医師による入浴可能の診断の記載が必要となります。

かみ きゅうふ 紙おむつ給付

所得条
件あり

65歳
未満

事前に
相談

知的障がい者と判定された方で、市民税所得割額が16万円未満の世帯であり、在宅において常時おむつが必要と認められた場合に、1日4枚相当まで（尿取りパッドとの組み合わせもあります）、紙おむつを無償で給付します。

※医師または学校・施設等の証明が必要になります。

※65歳以上の方は、高齢者支援課へご相談ください。（TEL23-9814）

きゅうしょく ふれあい給食サービス

65歳未満

事前に相談

在宅で調理困難で、ふれあい給食サービスが必要と認められる方に対し、定期的に栄養のバランスのとれた食事（回数制限・自己負担あり）を提供するとともに、配達時に安否確認を行います。

対象者	障がい者で一人暮らしの方または障がい者の方のみで生活している世帯、満65歳以上の方と障がい者の方のみで生活している世帯
-----	---

※65歳以上の方は、高齢者支援課へご相談ください。（TEL23-9814）

ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんこうどうしえん かん せいど 避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度

㊤

A

在宅の方

市原市では、高齢者や障がい者等配慮を要する方のうち、災害時に「自力で避難することが困難な方」が迅速かつ的確に避難していただくため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度」を構築しています。

災害時や、災害発生の恐れがある場合に、一人では避難が難しく何らかの支援が必要な方は、事前に自分の情報を地域へ提供することについて同意のうえ、本制度にご登録ください。

市は登録していただいた情報を地元の町会・自治会組織や民生委員等へ提供し、地域の共助によって災害時における避難行動要支援者の安否確認や避難支援につなげます。

対象者	療育手帳㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2所持者(児)で、避難することに支障のある在宅の方。
その他	施設入所者は対象外です。

※療育手帳㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2以外の方でも避難することに支障のある方は、対象になる場合があります。詳細は下記までお問い合わせください。



ウェブサイトからより
詳しい内容を確認でき
ます

対象者	問い合わせ先	電話番号
高齢者・要介護認定者	高齢者支援課	23-9873
障がい者	障がい者支援課	23-9815
乳幼児	子ども福祉課	23-9802
妊産婦	子育てネウボラセンター	23-1215
外国人	スポーツ・文化振興課	26-4557
上記以外の方	危機管理課	23-9823

いち はら しさ いが い で ん わ は い し ん

市原市災害電話配信サービス

問合先 危機管理課

23-9823

㊤

A

携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方に、災害時、避難情報や避難所の開設情報などをご自宅の固定電話やFAXへお知らせするサービスです。



○誰が利用できるの？

土砂災害警戒区域等や、養老川・椎津川・村田川の浸水想定区域内にお住まいの方で、療育手帳OA・OAの1・OAの2・Aの1・Aの2所持者(児)に該当する、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方が対象です。

本サービスの利用を希望される場合は、危機管理課までお問合せください。



ウェブサイトから
より詳しい内容を
確認できます

ほうさいぎょうせいむせん でんわおんせいあんない

防災行政無線の電話音声案内サービス(テレホンサービス)

問合先 危機管理課

23-9823

防災行政無線からの放送が聞き取りにくい場合や、聞き逃した場合への対応として、電話(フリーダイヤル)により放送内容を確認できる電話音声案内サービス(テレホンサービス)を実施しております。

この番号にかけると防災行政無線の内容を確認できます。

0120-899-890 (通話料無料)



ウェブサイトからも放送内容
を確認することができます。

(050 から始まる一部の IP 電話、衛星携帯電話などは利用できません。回線が込み合っている場合は「話中」になりますので、時間をおいてから、かけ直してください。)

きゅうきゅういりょうじょうほう いちはら救急医療情報キットの配布 はいふ	問合せ先 下表をご参照ください。
---	----------------------------

急病などの緊急時に救急隊を呼んだ場合のような、「もしも」の時の安心のために、高齢者・障がい者(児)のいる世帯に対し、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を記入できるいちはら救急医療情報キットを配布します。

配布を受けた世帯で予め救急医療情報シートを作成し、筒に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急活動時に救急隊員がいち早く患者の情報を把握し、必要に応じて受け入れ先の医療機関の選定等に役立てます。



【対象者】

次のいずれかの内、施設に入所していない方。

- 1 65 歳以上の高齢者
- 2 64 歳以下の障害者手帳所持者
- 3 1、2 以外の在宅医療等で多職種連携が必要と認められる者

※配布するキットは原則 1 世帯につき 1 本です。

既にキットを受け取られている場合は、救急医療情報シートを配布いたします。

	問い合わせ先	電話番号
65 歳以上の高齢者・事業全般について	高齢者支援課	23-9814
64 歳以下の障害者手帳所持者	障がい者支援課	23-9815
多職種連携が必要と認められる者	共生社会推進課	23-7605

じ どう せい ど 児 童 の 制 度

じ どう し せ つ つ う し ょ 児童施設通所	問合先 市原市 障がい者支援課
	電話 23-9815

給付の種類	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	理学療法や医学的管理の下で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な児童に対して、居宅で発達支援を提供します。

じ どう し せ つ に ゆ う し ょ 児童施設入所	問合先 千葉県中央児童相談所
	電話 043-253-4101

給付の種類	サービス内容
福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

しょう じ つ う し ょ し え ん じ ゃ う し ゃ と う いちほら 障がい児通所支援事業者等ガイドブック	問合先 下記参照
--	----------

障がいのある児童が特性に応じた事業所を見つけられるよう、市内の障がい児通所支援施設等の概要などをまとめたガイドブックです。

右の二次元コードから市原市のウェブページにアクセスできます。



かくしゅ
各種イベント

イベントの詳細、参加方法については、広報いちほらや福祉団体を通じてお知らせしています。イベントの開催時期について、変更となることがございます。

★ふれあい福祉フェスタ

心身障がい者の作品を展示・即売し、創作意欲を高めるとともに、市民に障がい者への理解を深めてもらいます。市原市障がい者支援課主催で毎年12月頃開催されます。

★障がい者スポーツ大会

県主催の大会は毎年5月、市主催の大会は毎年10月頃に開催されます。

県主催の大会は全国大会(秋)の予選を兼ねています。

★高滝湖 FUN ハイキング

障がい者と健常者がハイキングを通じて交流し、楽しみながら語り合い、助け合い、お互いの心のふれあいを深めてもらいます。市主催で毎年3月頃に開催されます。

問合先：障がい者支援課

TEL：23-9815



ちてきしょうがいしゃそうだんいん
知的障害者相談員

知的障がい者（児）の更生援護に関する相談に応じ、必要な援助を行ったり関係機関に協力したりする方です。お気軽にご相談ください。

（順不同・敬称略）

氏 名	電 話
たぐち としこ 田口 敏子	36-3303
しばさき ひでこ 柴崎 秀子	37-1441
とだ ようこ 戸田 洋子	080-1205-9571
やまもと きよみ 山本 喜代美	080-5523-4156
くさの かずえ 草野 和恵	080-3173-1335
ささき えみこ 佐々木 江美子	080-7965-2310
あべ よしみ 阿部 芳美	36-7728

いちはらしんしんしょうがいしゃふくしだんたいれんらくきょうぎかい
市原市心身障害者福祉団体連絡協議会

市原市内の「心身障がい者福祉団体」で組織されています。

福祉団体は、障がい者の福祉増進のための各種イベントや情報共有、相談等を行っています。

障がいのある人もない人も参加できます。

参加される場合、下記連絡先にお問い合わせ下さい。

(順不同・敬称略)

団 体 名	電 話
いちはらしんしんたいしょうがいしゃふくしかい 市原市身体障害者福祉会 かいちょう こうの よしのぶ 会長 河野 嘉信	74-4540
いちはらししかくしょうがいしゃふくしかい 市原市視覚障害者福祉会 かいちょう こばやし ひでき 会長 小林 英樹	090-1057-2815
いちはらしじへいしょうきょうかい 市原市自閉症協会 (そうの会) だいひょう くさの かすえ 代表 草野 和恵	75-1098
いちはらし きょうかい 市原市ろうあ協会 かいちょう さいとう せい 会長 齋藤 聖	FAX 92-3750
いちはらして おや かい 市原市手をつなぐ親の会 かいちょう しばさき ひでこ 会長 柴崎 秀子	37-1441
いちはらしたいふじゆうじしゃふふ かい 市原市肢体不自由児者父母の会 かいちょう ふじい みゆき 会長 藤井 みゆき	24-6107
いちはらし けんこうかぞukai 市原市こころの健康家族会 こすもすかい かいちょう ふかざわ ころう 会長 深澤 五郎	21-1930

(令和6年4月1日現在)

就 労 に 関 す る こ と

ち ば しやうがいしゃしよくぎやう 千葉障害者 職 業 センター	問合先 千葉障害者職業センター
	電話 043-204-2080
	FAX 043-204-2083

就労を目指す障害者の方や、障害者の雇用を考えている事業主の方を対象に、就職や雇用、職場定着に関する支援・サービスを提供しています。

相談などは予約制になりますので、事前にお電話かFAXでお問い合わせください。

Webサイト <http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/chiba>

しやうがいしゃこうとうぎじゅつせんもんこう しよくぎやうくんれん 障害者高等技術専門学校による 職 業 訓練	問合先 千葉県立障害者高等技術専門学校
	電話 043-291-7744
	FAX 043-291-7745

千葉県立障害者高等技術専門学校では、障害のある方を対象として、各人の能力に応じた職業訓練や、求職活動支援、就労継続のためのアフターケアなどを行っています。

見学や体験入校も可能ですので、事前にお問い合わせください。

Webサイト <http://shogisen.ec-net.jp/>

しゅうろうしえん ハローワークによる 就 労 支援	問合先 下記参照
------------------------------	----------

ハローワークでは、障害者の方のために専門の職員・相談員を配置し、求職から就職後のアフターケアまで一貫した支援を行っています。

ハローワーク 千葉南	最寄駅：JR蘇我駅	電話 043-300-8609 FAX 043-300-8622
ハローワーク 千葉	最寄駅：京成線新千葉駅、JR千葉みなと駅など	電話 043-242-1181 FAX 043-204-6188

※ 地区ごとの管轄がありますので、事前にWebサイトなどでご確認ください。

Webサイト <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/hw/anteisyo.html>

しょうがいしゃ たいしょう しゅうしょくめんせつかい 障害者を対象とした就職面接会	問合先 下記参照
---	----------

県内各地のハローワーク主催により、障害者と事業主による合同就職面接会が行われます。

ハローワーク千葉南	電話 043-300-8609 F A X 043-300-8622
ハローワーク千葉	電話 043-242-1181 F A X 043-204-6188

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 障害者就業・生活支援センター	問合先 下記参照
---	----------

障害のある方の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的とし、公共職業安定所や社会福祉施設等と連携しながら障がいのある方の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練の斡旋をします。

千葉県では地域によって16か所を指定しており、市原市ではふる里学舎地域生活支援センターが指定されています。

ふる里学舎 地域生活支援センター	電話 0436-36-7762 FAX 0436-36-7612
------------------	----------------------------------

しょう しゃしゅうろうし えん が い ど ぶ っ く いちはら 障がい者就労支援ガイドブック	問合先 下記参照
---	----------

障がいがあっても自分にあった働き方が見つけられるよう、就労を支援するサービスや市内の障害者就労施設等の概要などをまとめたガイドブックです。

右の二次元コードから市原市のウェブページにアクセスできます。



障がい者支援課	TEL 0436-23-9815 FAX 050-3102-3412
---------	------------------------------------

そ の 他

せいねんこうけんせいど 成年後見制度	問合先 ●制度に関する相談 いちほら成年後見支援センター（市原市社会福祉協議会） TEL 0436-26-6200 ●申立手続き 千葉家庭裁判所 TEL 043-333-5321 (家事部後見係)
------------------------------	---

判断能力が不十分な方が、財産の管理、各種手続きや契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ばないように法律面や生活面で支援し、権利や財産を守ることを目的とした制度です。成年後見制度は大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度	判断能力が不十分になってから	後見人	判断能力が全くない方	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わってしたり、必要に応じて取り消したりします。
		保佐人	判断能力が著しく不十分な方	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。「重要な法律行為」に同意したり、取り消したりします。
		補助人	判断能力が不十分な方	開始手続きなどに必ず本人の同意が必要です。申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。申立て時に選択した「重要な法律行為」の一部に同意したり、取り消したりします。
任意後見制度	判断能力が不十分になる前に	公証役場で、あらかじめ任意後見契約を結びます。判断能力がなくなったときに任意後見契約で定めておいた財産管理や、身上監護に関する法律行為を代わって行います。		

なんびょうみまいきん 難病見舞金	問合先 市原市 保健福祉課
	TEL 23-9768

千葉県から「特定医療費（指定難病）受給者証」「特定疾患医療受給者票」「小児慢性特定疾患医療受給者証」「先天性血液凝固因子障害等受給者証」の交付を受けている方を対象として、市原市から年1回の見舞金を支給しています。年額30,000円。

あおとり 青い鳥はがきの無料配布	問合先
	郵便局窓口

療育手帳Aの2以上を所持している方に対して、毎年4・5月に官製はがき（青い鳥はがき）を20枚無料配布しています。

しょうがい ひと ひと とも く ちばけん じょうれい
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

千葉県では、行政や事業主、団体、個人など、様々な立場の県民が力を合わせ、障害のある方に対する誤解や偏見等による不利益な取り扱いをなくすとともに、障害のある方の日々の生活や社会参加を妨げている建物や施設、制度などの障壁（バリア）を解消することにより、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、全国で始めて「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を平成19年7月1日に施行しました。

この条例の詳細な内容や具体的な相談については、相談活動の総括をする広域専門指導員までご連絡ください。お問い合わせ先は下記をご参照ください。

千葉県市原保健所 (市原健康福祉センター)	受付日時：月～金曜日の9時～17時 電 話 24-2387 (広域専門指導員直通) F A X 22-8068 メール sjourei@pref.chiba.lg.jp (県庁障害者福祉推進課)
----------------------------------	---

ちゅうかくち いきせいかつし えん ふくし
中核地域生活支援センター「いちはら福祉ネット」

千葉県から委託されている「福祉の総合相談窓口」です。

どなたでも、24時間・365日、いつでも電話・FAX・Eメール・手紙・来所で相談することができます（なお、来所相談のみ、月～土の9：00～17：00でお願いします）。

ご連絡いただければ、自宅に伺うことも可能です。相談は全て無料です。

必要に応じて、地域の関係機関と協力して、公平・中立な立場で問題解決に向けて相談者と一緒に考えていきます。もちろん秘密は厳守します。

例えば、

- 福祉のサービスを利用したいけれど、どこに行けばいいのかわからない。
- 市役所等の窓口には、ちょっと相談に行きづらい。
- 子ども・高齢者等が虐待を受けているみたいだけど、どうすればいいのかわからない。
- 近所で生活に困っている人がいる。
- 障がいを経験しているのに差別を受けている。

ご相談の際は、下記までご連絡ください。

中核地域生活支援 センター いちはら福祉ネット	市原市東国分寺台3-10-15 電 話 23-5300 F A X 23-5225 ホームページ http://park22.wakwak.com/~ichihara_f.net/ メールアドレス ichihara_f.net@bh.wakwak.com
--	---

せいかつそうだん
いちはら生活相談サポートセンター（市原市委託事業）

生活に困窮している人に対して法に基づく各種事業を用意し、包括的・継続的な支援を行うことで、自立の促進を図ります。

- 自立相談支援事業 就労等自立に関する相談支援、事業利用のためのプランを作成します。
- 住居確保給付金の支給 離職等により住宅を失う恐れが高い人に家賃を補助します。（期限あり）
- 就労準備支援事業 就労に必要な訓練を実施します。

ご相談の際は、下記までご連絡ください。

いちはら生活相談 サポートセンター	市原市東国分寺台3-10-15 電 話 0436-37-3400 F A X 0436-37-2710 ホームページ http://park10.wakwak.com/~ichihara.sapo/ メールアドレス ichihara.sapo@zb.wakwak.com
----------------------	---

いちはらしきかんそうだんしえん
市原市基幹相談支援センター

障がいのある人が自立して自分らしく生きていけるように、障がいに関する悩みごと・困りごとの相談をお受けしております。（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

ご相談の際は、下記までご連絡ください。

ふる里学舎 （知的障がい・身体障がいをお持ちの方）	市原市今富1110-1 電 話 0436-36-7611 F A X 0436-36-7612
市原市地域生活支援センター はばたき （精神障がいをお持ちの方）	市原市五井中央東1-15-10 電 話 0436-24-2925 F A X 0436-24-2926
市原市役所障がい者支援課	電 話 0436-23-7036 F A X 0436-22-3325

いちはらしふくしそうごうそうだん
市原市福祉総合相談センター

様々な福祉の相談をお受けして、適切な支援機関につなぐほか、複雑なお悩みや困りごとにも、関係機関と連携して対応します。

どこに相談したらよいか迷ったら、下記までご連絡ください。

（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

福祉総合相談センター	市原市役所第1庁舎2階 共生社会推進課内 電 話 0436-23-7252 F A X 0436-24-7135
------------	---

地域包括支援センターでも、様々な福祉の相談をお受けして、適切な支援機関につながり、複雑なお悩みや困りごとにも、関係機関と連携して対応します。

お住まいの地区を担当するセンターにご相談ください。

名 称	所在地	TEL・FAX	担当圏域
市原市地域包括支援センター あねさき	姉崎 581-15	TEL：0436-37-2151 FAX：0436-37-2351	姉崎
市原市地域包括支援センター しおみ	青柳524-1	TEL：0436-26-5151 FAX：0436-26-5171	千種 五井西
市原市地域包括支援センター たいよう	有秋台東2-3 有秋プラザ内	TEL：0436-63-4016 FAX：0436-63-4017	青葉台 有秋 五井南
市原市地域包括支援センター ごい	五井5155	TEL：0436-25-5111 FAX：0436-25-5110	五井東
市原市地域包括支援センター こくぶんじ台	西国分寺台 2-15-9	TEL：0436-37-3232 FAX：0436-67-1601	国分寺台
市原市地域包括支援センター ふるさと	能満 2073-25	TEL：0436-75-2005 FAX：0436-74-3535	市原北 市原西
市原市地域包括支援センター ・たつみ	辰巳台東 5-7-6	TEL：0436-75-6633 FAX：0436-75-7733	市原東 辰巳台
市原市地域包括支援センター 市津	潤井戸 1362-3	TEL：0436-67-1520 FAX：0436-67-1521	市津
市原市地域包括支援センター ちはら台	千葉市緑区大金 沢町364-1	TEL：043-309-8901 FAX：043-309-8902	ちはら台
市原市地域包括支援センター ひまわり	二日市場 774-1	TEL：0436-37-7222 FAX：0436-36-7667	三和 南総北
市原市地域包括支援センター トータス	鶴舞733-2	TEL：0436-50-6262 FAX：0436-88-2010	南総西 南総東 加茂

■担当圏域の区分

圏域名	大字
姉崎	姉崎（一部※）、姉崎東1～3丁目、姉崎西1～3丁目、椎津（一部※）、畑木、姉崎海岸
千種	今津朝山、白塚、柏原、千種1～7丁目、千種海岸、青柳、松ヶ島、青柳北1～4丁目、松ヶ島西1丁目、松ヶ島1～2丁目、青柳緑地、松ヶ島緑地、青柳1～3丁目、島野（一部※）
五井西	五井南海岸、岩崎、玉前、出津、飯沼、五井西1～7丁目、岩崎西1丁目、岩崎1～2丁目、玉前西1～3丁目、玉前緑地、出津西1丁目、岩崎緑地
青葉台	青葉台1～8丁目、姉崎（一部※）
有秋	椎津（一部※）、片又木、迎田、不入斗、豊成、立野、深城、有秋台東1～3丁目、有秋台西1～2丁目、天羽田、桜台1～4丁目、泉台1～5丁目、椎の木台1～2丁目
五井南	島野（一部※）、野毛、廿五里、町田、海保、今富、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原
五井東	五井海岸、岩野見、平田、五井、五井東1～3丁目、五井中央東1～2丁目、五井中央西1～3丁目、五井金杉1～4丁目、君塚、君塚1～5丁目、白金町1～6丁目、更級1～5丁目、五井中央南1丁目
国分寺台	村上、西広、惣社、加茂、根田、北国分寺台1～5丁目、西国分寺台1～2丁目、加茂1～2丁目、根田1～4丁目、惣社1～5丁目、諏訪1～2丁目、西広1～6丁目、南国分寺台1～5丁目、東国分寺台1～5丁目、国分寺台中央1～7丁目、山田橋1～3丁目
市原北	八幡、八幡浦1～2丁目、旭五所、東五所、西五所、五所、八幡海岸通、八幡北町1～3丁目、八幡石塚1～2丁目
市原西	西野谷、市原、門前、郡本、山田橋、藤井、能満、郡本1～6丁目、門前1～2丁目、藤井1～4丁目
市原東	山木、菊間、大蔵、古市場、草刈、若宮1～7丁目、中西町、茂呂町
辰巳台	辰巳台東1～5丁目、辰巳台西1～5丁目
市津	金剛地、奈良、古都辺、東国吉、高倉、瀬又、中野、高田、押沼、番場、永吉、潤井戸、うるいど南1～7丁目、下野、久々津、喜多、滝口、大作、葉木、犬成、勝間、小田部、荻作、神崎、山之郷飛地、板倉
ちはら台	ちはら台東1～9丁目、ちはら台西1～6丁目、ちはら台南1～6丁目
三和	海士有木、相川、大坪、山倉、福増、松崎、磯ヶ谷、山田、二日市場、土宇、櫃狭、新堀、武士、川在、新巻、大桶、権現堂、糸久、新生、浅井小向、安須、高坂、分目、宮原、光風台1～5丁目
南総北	上原、馬立、上高根、中高根、風戸
南総西	栢橋、南岩崎、寺谷、牛久、奉免、妙香、中、佐是、西国吉、皆吉、金沢、大蔵、藪、岩
南総東	石川、米沢、真ヶ谷、安久谷、原田、江子田、奥野、堀越、宿、島田、市場、水沢、鶴舞、田尾、池和田、矢田、下矢田、山小川、平蔵、米原、小草畑
加茂	高滝、養老、本郷、大和田、久保、外部田、駒込、山口、不入、古敷谷、小谷田、吉沢、新井、飯給、大戸、平野、万田野、柿木台、徳氏、田淵、田淵旧日竹、月出、大久保、石塚、菅野、月崎、国本、柳川、折津、石神、朝生原、戸面

※「姉崎」、「椎津」、「島野」はお住まいの番地により、担当の地域包括支援センターが異なります。

「姉崎」、「椎津」は「包括あねさき」または「包括たいよう」に、「島野」は「包括しおみ」または「包括たいよう」にお問い合わせください。

こくさい
国際シンボルマーク

問合先 日本障害者リハビリテーション協会(JSRPD)

電話 03 - 5273 - 0601 FAX 03 - 5273 -1523



国際シンボルマークは、国際リハビリテーション協会（RI）が定めたもので、障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す全世界共通のマークです。

購入方法は上記問合先にお問合わせください。

なお、このマークは車に貼ることを目的としたものではなく、車

ヘルプマーク



聴覚障がいの方、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見では障がいなどがあることが分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

障がい者支援課の窓口等で無料配布しています。

しない しせつ こうきょうそうだんき かん
市内の施設・公共相談機関

市内の公共施設

保健福祉センター

地域住民及びボランティア等の福祉活動の拠点を目指すとともに、各種福祉情報の提供を行い、市民福祉の増進を図っています。市内には3施設あり、それぞれ特徴ある施設となっています。

菊間保健福祉センター	電話42-3424 FAX42-3426
菊間コミュニティセンターとの複合施設。地域福祉センター、老人福祉センター及び児童館の3施設から構成され、児童から高齢者まで、さらに障がいを持つ方々から健常者まで幅広く利用できます。	
姉崎保健福祉センター（アネッサ）	電話62-8601 FAX62-8606
市の西部地区における保健福祉活動の拠点。地域福祉センター、身体障害者福祉センター、老人福祉センター、児童館、デイサービス施設等から成り、多くの住民の集い、学び、憩いの場として利用できます。	
三和保健福祉センター（サンハート）	電話37-7100 FAX37-7510
保健福祉センターと発達支援センターを併設した複合施設です。健康保持及び増進、福祉活動や支援活動の推進などの活動拠点として、利用できます。	
南部保健福祉センター（なのはな館）	電話92-1481 FAX92-1482
市の南部地区における保健福祉活動の拠点。地域ボランティアや高齢者の活動支援、障がい者の社会活動の促進、子どもの心身の健やかな成長など、地域ぐるみの福祉の推進および交流のため、幅広くご利用いただけます。	

発達支援センター（サンハート内）	電話36-6097 FAX36-8161
------------------	----------------------

三和保健福祉センター内にあり、療育相談室、療育ルーム(スマイル)及び、ことばの教室の3部門から構成され、発達の気になるお子さんとそのご家族に対して、総合的な支援をしています。

療育相談室（サンハート内）	電話36-6097 FAX36-8161
---------------	----------------------

お子さんの発達に関する全般的な相談と個別指導を行っています。

療育ルーム（サンハート内）	電話36-6097 FAX36-8161
---------------	----------------------

発達の気になるお子さんとそのご家族に対して、日常生活における基本的な動作、習慣及び集団生活への適応に関する支援をしています。

ことばの教室（サンハート内）	電話 36-6097 FAX 36-8161
お子さんのことばの発達等に関する相談と個別指導を行っています。	
発達支援センター地域支援室 （we ほーる内）	電話 63-6639 電話 36-6097（相談予約はこちら）
we ほーる内にあり、発達の気になるお子さんとそのご家族に対する療育相談や保育所・幼稚園等への地域支援を行っています。	

その他の関連施設

千葉県中央障害者相談センター	電話 043-291-6872	FAX 043-291-8488
心身に障がいのある方に医学的・心理学的・職能的等総合的な立場からの更生相談・指導を行います。施設入所・職親委託・補装具等・各種援護に判定を実施します。		
千葉県中央児童相談所	電話 043-253-4101	FAX 043-253-9022
市原市子ども家庭総合支援課 (こども家庭センター)	電話 23-9746	FAX 24-2365
児童に関する相談に応じます。		
千葉県障害者職業センター	電話 043-204-2080	
身体の不自由な方、知的障がい者の方、その他様々な障害のある方の就職のための相談、職業的能力の評価、事業所に対する障がい者の受け入れ指導などを行っています。		
千葉県障害者キャリアセンター	電話 043-204-2385	
障害のある方に対する訓練、職場での支援等、就労に関するサポートを行っています。		
ハローワーク千葉	電話 043-242-1181	FAX 043-204-6188
ハローワーク千葉南	電話 043-300-8609	FAX 043-300-8622
心身に障害のある方の就職全般について相談・指導を行っています。		
市原ワークプラザ(いちはら子ども未来館内)	電話 23-6941	FAX 23-1986
パートや一般就労全般について各種相談を行っています。		
千葉県発達障害者支援センター(CAS)	電話 043-227-8557	FAX 043-227-8559
自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害等、発達障害を抱える方に対する、相談支援、就労支援を行っています。		

し し せ つ り よ う り ょ う き ん げ ん め ん
市施設利用料金減免

療育手帳を所持している方は下記の市施設利用料金が免除又は減額になります。

施設名	電話	F A X	対象料金	手続き方法
憩の家	36-2619		入館料	手帳提示
サンプラザ市原	24-1151	24-4555	3階 ジム 4階 プール 駐車場料金	手帳提示 事前申請
市原湖畔美術館	98-1525	98-1521	観覧料	手帳提示
市原歴史博物館	41-9344	—	観覧料	
オリジナルメーカー海づり公園	21-0419	24-3993	入場料	
ゼットエー武道場	41-9825	42-7713	個人利用料 施設使用料	手帳提示 事前申請
市原スポレクパーク	41-3115	41-3115	施設使用料	手帳提示
八幡公民館	41-1984	43-7457	施設使用料	手帳提示 事前申請
姉崎公民館	61-0124	61-0971		
有秋公民館	66-0121	66-0179		
市津公民館	74-5516	74-2110		
南総公民館	92-0039	92-0600		
鶴舞公民館	88-2002	—		
加茂公民館	98-0033	98-0043		
白鳥公民館	96-0279	—		
五井公民館	22-2121	22-2122		
辰巳公民館	74-8521	74-8543		
国分寺公民館	24-1600	24-1601		
三和コミュニティセンター	36-4922	36-4972	施設使用料	手帳提示 事前申請
菊間コミュニティセンター	42-3424	42-3426		
ちはら台コミュニティセンター	50-2312	52-5859		
千種コミュニティセンター	26-1515	26-0505		
戸田コミュニティセンター	95-6622	95-6623		
老人福祉センター	22-8199	—	浴室使用料	手帳提示

施設名	電話	F A X	対象料金	手続き方法
市原緑地運動公園	公園管理所	—	個人利用料 使用料	手帳揭示 事前申請
玉前公園	21-4441			
養老川臨海公園				
姉崎公園	姉崎公園管理所 60-3081	—	使用料	手帳揭示 事前申請
八幡公園	八幡公園管理所 43-2368	—	個人利用料 使用料	手帳揭示 事前申請
ちはら台公園	ちはら台公園管理 所 76-7300	—	使用料	事前申請
御影台公園				
堂坂公園				
南総運動広場	市原市役所 公園緑地課 23-9842	24-8528	使用料	事前申請
姉崎運動広場				
三和運動広場				
市津運動広場				
加茂運動広場				
姉崎駅自転車駐車場	姉崎駅 自転車駐車場 61-7240	—	使用料	手帳提示 事前申請
姉崎藤根自転車駐車場				
姉崎駅西口自転車駐車場				
五井梨の木自転車駐車場	五井駅西口第1 自転車駐車場 22-1788			
五井駅西口第1 自転車駐車場				
五井駅西口第2 自転車駐車場				
五井駅自転車駐車場				

施設名	電話	F A X	対象料金	手続き方法
五井京増自転車駐車場	五井駅東口 自転車駐車場 24-8480	—	使用料	手帳提示 事前申請
五井駅東口自転車駐車場				
八幡仲町自転車駐車場	八幡南町 自転車駐車場 42-6064			
八幡南町自転車駐車場				
八幡宿駅東口第1自転車駐車場				
八幡宿駅東口第2自転車駐車場				
八幡宿駅東口第3自転車駐車場				
ちはら台駅自転車駐車場				
菊間保健福祉センター	42-3424	42-3426	使用料	事前申請
姉崎保健福祉センター	62-8601	62-8606		
三和保健福祉センター	37-7100	37-7510		
南部保健福祉センター	92-1481	92-1482		

◆減額になる施設 ※令和3年3月31日をもって、当面の間、休止となります。

市営梨の木公園地下駐車場	最初の2時間まで無料	手帳所持者	
--------------	------------	-------	--

県営・民営の施設等においても料金が減免される場合がありますので、それぞれの窓口におたずねください。

おも かんこうちょうなど れんらくさき
主な官公庁等の連絡先

施設・組織名	電話	FAX
市原市役所 http://www.city.ichihara.chiba.jp/	22-1111	
障がい者支援課 基幹相談支援センター shogaisien@city.ichihara.lg.jp (Eメール)	23-9815 23-7036	050-3102-3412
子ども福祉課	23-9802	24-2365
子育てネウボラセンター	23-1215	63-6802
菊間保健福祉センター	42-3424	42-3426
姉崎保健福祉センター (アネッサ)	62-8601	62-8606
南部保健福祉センター (なのはな館)	92-1481	92-1482
三和保健福祉センター (サンハート) 発達支援センター	37-7100 36-6097	37-7510 36-8161
発達支援センター地域支援室	63-6639	
保健センター	23-1187	23-1295
社会福祉協議会	24-0011	22-3031
急病センター (テレホンガイド)	22-0101	
消防局 (緊急FAX)		119

国・県関係機関(市内にあるもの)

施設・組織名	電話	FAX
千葉県税務事務所	22-2171	22-2178
市原警察署	41-0110	41-0110
千葉県市原保健所 (市原健康福祉センター) https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-ichihara/	21-6391	22-8068
市原特別支援学校	43-7621	42-3718
市原ワークプラザ	23-6941	23-1986

国・県関係機関（市外にあるもの）

施設・組織名	電話	FAX
千葉県庁 (https://www.pref.chiba.lg.jp/)		
障害者福祉推進課	043-223-2338	043-221-3977
障害福祉事業課	043-223-3981	043-222-4133
木更津年金事務所	0438-23-7616	
千葉年金事務所	043-242-6320	
千葉南税務署	043-261-5571	
ハローワーク千葉	043-242-1181	043-204-6188
ハローワーク千葉南	043-300-8609	043-300-8622
県中央児童相談所	043-253-4101	043-253-9022
県中央障害者相談センター	043-291-6872	043-291-8488
県警察本部通信指令室	(緊急FAX)0120-110294(フリーダイヤル)	
千葉県手をつなぐ育成会	043-246-2181	
千葉県知的障害者福祉協会	04-7143-7603	
千葉県ことばを育てる会	0470-246-740	
日本自閉症協会千葉県支部 http://www.interq.or.jp/japan/aschiba/	043-227-8565	
千葉県重症心身障害児(者)を守る会	043-242-1230	

その他関係機関

施設・組織名	電話	FAX
NHK千葉放送局	043-227-7311	043-221-1710

教えてマップ（障がい児者相談窓口一覧）

「障がいに関する相談をしたいけど窓口がたくさんあってどこに相談すればいいのかわからない」という方に、相談先を決める手助けになるよう、市原市障がい者支援協議会（相談支援部会）と市との協働により『教えてマップ（障がい児者相談窓口一覧）』を作成しています。

『教えてマップ（障がい児者相談窓口一覧）』は、市役所障がい者支援課にて配布しておりますので、必要な方はお申し出ください。

なお、以下の二次元コードから、ダウンロードも可能です。



ミライロID

ミライロIDとは、スマートフォンに障害者手帳情報を登録し、画面上に表示できるアプリです。

登録方法などの詳細は、以下のURL または二次元コードからご確認ください。

ミライロID 公式ホームページ <https://mirairo-id.jp/>



